解散公告

当社は、平成二十四年十月一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

滋賀県大津市におの浜一丁目一番一八号

株式会社滋賀産業新聞社

代表清算人　奥津弥壽信

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

大阪府箕面市坊島四丁目一四番二四号

株式会社キシモト

代表清算人　岸本　茂

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十日開催の株主総会の決議により平成二十四年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

大阪府豊中市勝部三丁目四番三三号

有限会社ヨコヤマベンディング

清算人　横山　登

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

神戸市東灘区本庄町三丁目七番一七号

有限会社イースト神戸

清算人　篠崎　史夫

解散公告

当社は、平成二十四年九月二十九日開催の株主総会の決議により平成二十四年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

和歌山県海南市七山七一一番地の一

貴志川不動産株式会社

代表清算人　坂上　勲

解散公告

当社は、平成二十四年八月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

和歌山県和歌山市西浜九二一番地七

伸和工運株式会社

代表清算人　菅原　淳

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

島根県出雲市大社町杵築北二四八六番地

有限会社出雲シーリング

清算人　長廻　正晃

解散公告

当法人は、平成二十四年九月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

岡山県倉敷市徳芳一六九番地六

特定非営利活動法人ももたろうネットワーク

清算人　松岡　康弘

解散公告

当社は、平成二十四年九月二十七日開催の株主総会の決議により平成二十四年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里二一〇〇番地三二

株式会社神埼魚市場

代表清算人　竹下　賢

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢二九二番地三

社団法人奥玉愛林公益会

代表清算人　菅原　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

神奈川県藤沢市辻堂新町一丁目四番三〇号

医療法人社団厚敬会

清算人　彼末　卓郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

山形県長井市白兎一三四一番地一

社団法人白兎共栄会

清算人　稲葉　文雄

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年九月二十一日開催の臨時総会の決議により同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

神奈川県鎌倉市小袋谷二丁目一四番一四号

社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター

代表清算人　清川　正男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

高知市長浜四四五〇番地三一

社団法人高知雇用開発センター

代表清算人　田中　俊次

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十四年四月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

高知市高須二丁目四番一〇号

財団法人新木保育園運営協議会

代表清算人　斎藤　高行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

熊本市中央区新屋敷一丁目二番三七号

財団法人熊本同盟会館

代表清算人　椎葉　武文

解散公告（第三回）

当農事組合法人は、平成二十四年八月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

青森県弘前市大字十腰内字猿沢一五〇番地

農事組合法人津軽富士農牧場

清算人　木村　愼一

解散公告（第三回）

当事業組合は平成二十四年九月六日付大阪府指令市整第一三八三―二号により解散したので、当事業組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十日

大阪府岸和田市土生町二丁目三〇番二二号

東岸和田駅東地区防災街区整備事業組合

代表清算人　柳川　重昌